

三重県議会議会活動計画（たたき台）

I 三重県議会議会活動計画について

1 趣旨

三重県議会は「二元代表制」の下、議会と知事等及び県民との関係を明らかにし、県民の負託に全力でこたえていくことを決意し、平成18年12月、三重県議会基本条例（以下「条例」という。）を制定しました。

この条例では第2条において、三重県議会の基本理念を「分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組む」と定め、第3条で、この基本理念にのっとり、議会活動の基本とすべき4つの基本方針を掲げています。

この活動計画は、条例に掲げている4つの基本方針に沿って効果的かつ効率的に議会活動を行うため、現議員任期期間である4年間で特に注力して実施すべき取組を示すとともに、その評価の仕組みについてまとめたものです。

2 計画期間

令和元年5月～令和5年4月

3 基本方針

（1）開かれた議会運営の実現

議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。

（2）住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進

議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。

（3）独自の政策立案と政策提言の強化

提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。

（4）分権時代を切り開く交流・連携の推進

地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行うこと。

II 取組内容

三重県議会は、分権時代を先導する議会を目指し、県民自治の観点から、真の地方自治の実現に取り組むため、条例第3条に掲げる基本方針に沿って、以下1～4の取組を行います。

1 開かれた議会運営の実現

議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

(1) 広聴広報会議の開催

開かれた議会運営を実現する上で重要な役割を担う広聴広報のより効果的な取組について協議・調整するため、広聴広報会議を月1回程度開催します。

(2) 議会広聴広報計画の策定

効率的かつ効果的な広聴広報活動を実施するため、1年間の活動計画である議会広聴広報計画を、広聴広報会議で策定し、進捗管理を行います。

(3) 会議の公開

開かれた議会運営に資するため、次の会議等を原則として公開します。

- ・本会議
- ・常任委員会
- ・特別委員会
- ・議会運営委員会
- ・代表者会議
- ・全員協議会
- ・議案聴取会
- ・委員長会議
- ・広聴広報会議
- ・各派世話人会
- ・災害対策会議
- ・議会改革推進会議

(4) 各種媒体による広報

議会活動の情報を広く県民に提供するため、次の各種媒体を利用した情報発信を行います。

- ・みえ県議会だより（年7回）
- ・三重県議会新聞（年2回）
- ・三重県議会ホームページ
- ・三重県議会Facebookページ
- ・テレビ広報

(5) 議長定例記者会見の実施

議会に係る情報発信を行うため、議長定例記者会見を月1回実施し、インターネットによる生中継・録画配信を行うとともに会議録を公表します。

(6) みえ県議会出前講座の実施

地方自治に対する親近感の醸成と将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与することを目的として、学校からの申込みを受けて、児童、生徒、学生に対して、三重県議会の仕組み等を学校に出向いて説明し、質疑応答を行う「みえ県議会出前講座」を実施します。

(7) みえ現場 de 県議会の開催

多様な県民の意見を取り入れる広聴機能を強化し、議会での議論に生かしていくため、県政の重要課題等をテーマに設定して、関係団体や県民に広く参加を呼び掛ける「みえ現場 de 県議会」を開催します。

開催後、広聴広報会議からテーマに関連する委員会等に対し、県民等からいただいた意見の情報提供を行い、委員会等における調査・審査に活用します。

(8) みえ高校生県議会の開催

高校生の議会に対する関心を高めるとともに、高校生の意見を議会での議論に反映していくため、「みえ高校生県議会」を開催します。

開催後、広聴広報会議から高校生からの質問事項に関連する委員会等に、高校生の意見の情報提供を行い、委員会等における調査・審査に活用します。

(9) 参考人制度等の活用

県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。

(10) 請願への対応

受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として、願意の実現に向けた取組を行います。

2 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進

議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

(1) 委員会審議の活性化

議事機関としての議会の機能を十分に發揮するため、各委員会において、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。

また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。

(2) 年間活動計画の策定

① 年間活動計画

各委員会においては、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。

② 重点調査項目

各行政部門別常任委員会及び特別委員会においては、県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。

③ 県内外調査

「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。

(3) 当初予算に係る調査・審査

当初予算については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。

① 予算決算常任委員会

当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。

② 分科会の取組

予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。

(4) 総合計画に係る調査・審査

総合計画及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の策定並びに同行動計画の「成果レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。

① みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の評価等

「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」に基づく平成30年度及び令和元年度の県の施策等の取組について、「成果レポート」の作成に合わせて各行政部門別常任委員会や予算決算常任委員会において詳細な調査を行うとともに、知事に対して申し入れを行い、毎年度の取組等に対する監視・評価・政策提言を行います。(令和元年度、令和2年度)

② みえ県民力ビジョン・次期行動計画の策定への関与

「みえ県民力ビジョン」の次期行動計画は議会の議決対象計画であり、策定当初から最終的な議決に至るまで一貫して関与することにより、議会の団体意思決定機能や政策形成機能、監視機能を効果的に発揮します。

具体的には、全員協議会や各行政部門別常任委員会において詳細な審査を行うとともに、知事に対する申し入れを行います。（令和元年度）

③ みえ県民力ビジョン・次期行動計画の評価等

「みえ県民力ビジョン」の次期行動計画に基づく令和2年度、令和3年度の県の施策等の取組について、「成果レポート」の作成に合わせて各行政部門別常任委員会や予算決算常任委員会において詳細な調査を行うとともに、知事に対して申し入れを行い、毎年度の取組等に対する監視・評価・政策提言を行います。（令和3年度、令和4年度）

④ 次期総合計画の策定への関与

令和4年度中に次期総合計画の策定がある場合、同計画は議会の議決対象計画でもあることから、策定当初から最終的な議決に至るまで一貫して関与することにより、議会の団体意思決定機能や政策形成機能、監視機能を効果的に発揮します。

具体的には、全員協議会や各行政部門別常任委員会において詳細な審査を行うとともに、知事に対する申し入れを行います。（令和4年度）

（5）個別の行政計画に係る調査・審査

個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。

議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。

3 独自の政策立案と政策提言の強化

提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組みます。

（1）政策に係る議員提出条例の制定及び検証（※斜字部分新規取組）

二元代表制の一翼を担う議会として、県政の各分野に関し政策の理念や具体的な施策の実現を図るため、必要に応じて、政策に係る議員提出条例の制定に向けた取組を進めるとともに、政策に係る議員提出条例の見直し等に関する検証・検討を行います。

(2) 議員発議に係る意見書の提出

住民の多様な意見の実現を図るために、必要に応じて、国等に対し意見書を提出するなど、議会独自の政策提言に努めます。

(3) 特別委員会等の設置

県政の重要課題で、特に調査・検討を行うべき事項については、必要に応じて、特別委員会や附属機関、調査機関、検討会等を設置し、詳細な調査・審査を行うことにより議会独自の政策立案や政策提言を積極的に行います。

(4) 議員勉強会の開催

議会での政策議論の充実・深化につなげていくため、県政を取り巻く諸課題の中から特に知識の取得を図る必要があるテーマを選定し、全議員を対象とする勉強会を開催します。

(5) 議会図書室の活用

議員は、政策立案及び政策提言能力の向上のため、議会図書室を積極的に活用し、調査研究に努めます。

4 分権時代を切り開く交流・連携の推進

地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進し、他の自治体の議会との交流及び連携を行います。

(1) 全国都道府県議会議長会

議長は、各都道府県議会の議長とともに、地方自治の発展に向けた協議を行うほか、全国的な課題等に関し、地方議会の意思を国等の施策に反映させるための要望活動を実施するなど、他の自治体の議会との交流及び連携を行います。

(2) 東海北陸7県議会議長会議・東海4県議会議長会議・近畿2府8県議会議長会議

議長及び副議長は、近隣府県の議会の議長及び副議長で構成される各議長会議において、議会改革等に関する先進的な取組の共有や情報交換を行うほか、近隣府県に共通する課題等に関し、国等に対する要望活動を実施するなど、他の自治体の議会との交流及び連携を行います。

(3) 紀伊半島3県議会交流会議

紀伊半島の振興及び発展のため、三重県、奈良県及び和歌山県の各県議会の議長、副議長並びに関係議員が、紀伊半島三県に共通する課題等について意見交換等を行います。

III 取組の評価

分権時代を先導する議会を目指し、一層の議会改革を進めるため、上記Ⅱ 1～4に掲げた取組について評価を行い、その反省に立った改善に努めます。

評価のサイクルは概ね年次毎の評価と現議員任期4年間を通した総合的な評価に大別します。

年次毎の評価は、常任委員会及び広聴広報会議が中心となって行い、現議員任期4年間を通した総合的な評価は、議会改革推進会議において検討の上、検討結果を代表者会議に報告し、代表者会議において決定します。

それぞれ、具体的な評価方法は次によることとします。

1 年次毎の評価

(1) 常任委員会による自己評価

① 評価対象年次当初（5月会議）

- ・委員長は、委員会で協議の上、「常任委員会活動計画書」（資料1）を作成します。

② 評価対象年次上半期末（9月定例月会議）（※斜字部分新規取組）

- ・委員長は、「常任委員会活動計画（上半期・年次）実績書」（資料2）をとりまとめ、全委員（予算決算常任委員会においては理事）に報告するとともに、「常任委員会活動チェックシート」（資料3）による当該年次上半期の委員会活動の評価を依頼します。
- ・委員長は、各委員から提出された「常任委員会活動チェックシート」（資料3）による評価を踏まえ「常任委員会活動評価総括表」として、当該年次上半期の委員会活動について評価を行い委員長会議に報告します。
- ・委員長会議は、委員会活動の評価が適切に行われているか確認します。

③ 評価対象年次末（2月定例月会議）

- ・委員長は、「常任委員会活動計画（上半期・年次）実績書」（資料2）を取りまとめ、全委員（予算決算常任委員会においては理事）に報告するとともに、「常任委員会活動チェックシート」（資料3）による当該年次の委員会活動の評価を依頼します。
- ・委員長は、各委員から提出された「常任委員会活動チェックシート」（資料3）による評価を踏まえ「常任委員会活動評価総括表」として、当該年次の委員会活動について評価を行い委員長会議に報告します。
- ・委員長会議は、委員会活動の評価が適切に行われているか確認し、評価結果を代表者会議に報告します。

(2) 広聴広報会議による自己評価（※斜字部分新規取組）

① 評価対象前年次末（2月定例月会議）

- ・座長は、評価対象年次の「議会広聴広報計画」（資料4）を作成し、広聴広報会議で決定します。

② 評価対象年次末（2月定例月会議）

- ・座長は、「議会広聴広報活動実績書」（資料5）を取りまとめ、委員に報告するとともに、「議会広聴広報活動チェックシート」（資料6）による当該年次の広聴広報活動の評価を依頼します。
- ・座長は、各委員から提出された「議会広聴広報活動チェックシート」（資料6）による評価を踏まえ、「議会広聴広報活動評価総括表」として、当該年次の広聴広報活動について評価を行い、代表者会議に報告します。

(3) 特別委員会による自己評価（※斜字部分新規取組）

① 特別委員会設置時

- ・委員長は、委員会で協議の上、「特別委員会活動計画書」（資料O）を作成します。

② 調査終了時

- ・委員長は、「特別委員会活動実績書」（資料O）を取りまとめ、全委員に報告するとともに、「特別委員会活動チェックシート」（資料7）による当該年次の委員会活動の評価を依頼します。
- ・委員長は、各委員から提出された「特別委員会活動チェックシート」（資料7）による評価を踏まえ「特別委員会活動評価総括表」として、当該年次の委員会活動について評価を行い、評価結果を代表者会議に報告します。

(4) 代表者会議による評価の取りまとめ

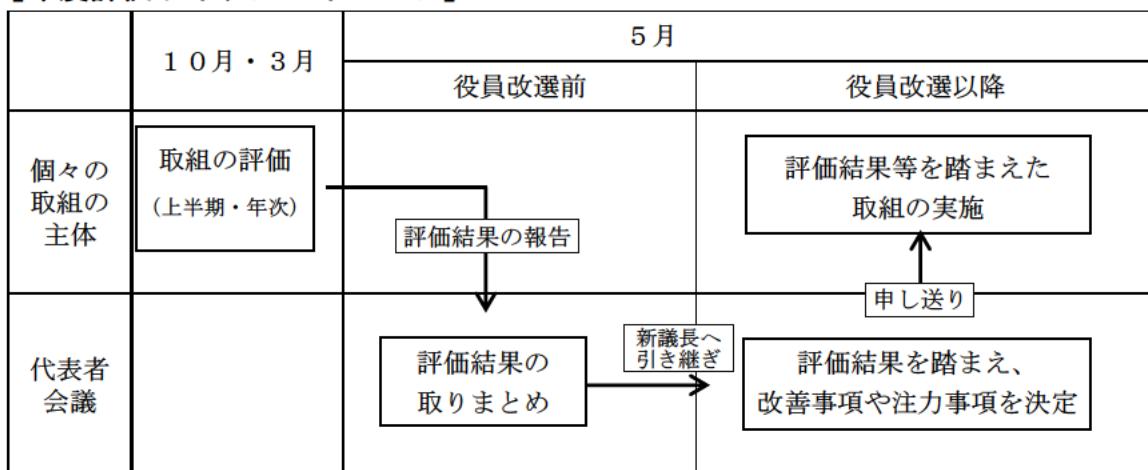
① 評価対象年次末（2月定例月会議）

- ・代表者会議は、報告を受けた評価結果を参考として議会活動全体の評価を取りまとめます。

② 評価対象年次の翌年次当初（5月役員改選時）

- ・代表者会議は、5月の役員改選後に、議会活動全体の評価結果を踏まえ、改善事項や注力すべき事項を決定し、今後の議会活動の参考とともに、各常任委員会及び広聴広報会議に申し送ります。
- ・各常任委員会及び広聴広報会議は、評価結果等を踏まえた取組を実施します。

【年度評価サイクルのイメージ】



2 現議員任期4年間を通した総合的な評価及び次期改選後議会への提言

(1) 議会改革推進会議における協議

代表者会議の依頼を受けて、議会改革推進会議において、現議員任期4年間を通した議会活動の総合的な評価及び次期改選後議会への提言について協議します。

① 県民意識調査の実施（※斜字部分新規取組）

評価及び提言について協議するに当たっては、議会活動に対する県民の満足度や意見を把握し、現議員任期4年間を通した議会活動を評価する際の参考するために、議会改革推進会議において県民意識調査を実施します。

【実施方法（例）】

- ・eモニターの活用
- ・三重県議会ホームページ、三重県議会Facebookページでの調査
- ・「みえ県議会だより」や「みえ県議会新聞」での県民意識調査のPR等

② 外部有識者等からのアドバイス

評価及び提言について協議するに当たっては、評価の客観性を確保するため、複数の外部有識者等から、評価の仕組みや取組結果に対する評価とアドバイスを受けます。

(2) 4年間を通した自己評価及び次期改選後議会への提言

議会改革推進会議の協議結果を受け、代表者会議において、4年間を通した議会活動の評価と次期改選後議会への提言を決定し、議長を通じて次期改選後議会へ申し送ります。

IV 計画の変更・進捗管理

この計画は、取組の状況等により、見直しができることとし、その決定は代表者会議で行うこととします。

進捗管理は議長が行うものとし、具体的には、議長が議会活動計画の実施状況を取りまとめ、5月の役員改選後の代表者会議で報告するものとします。